

みんなで支える 国民健康保険

一人ひとりの健康管理で医療費を大切に

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やケガをされたとき、安心して医療を受けられるように、収入に応じてお金(保険税)を出し合い、必要な費用に充てる制度です。

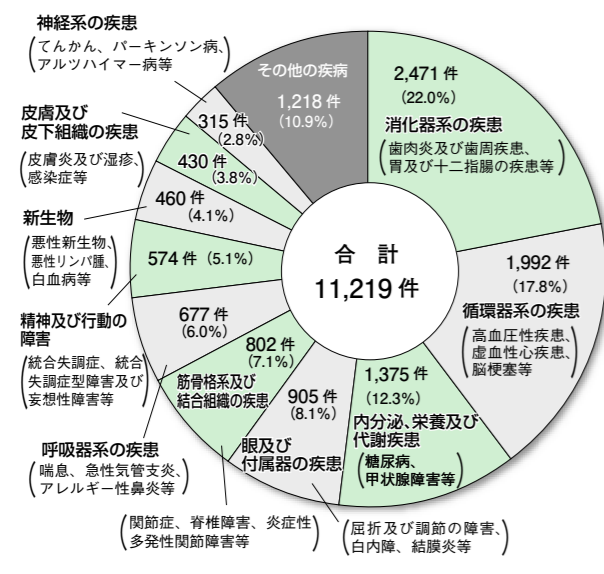
国保制度は、加入者に納めていただく保険税と、国・県・市の公費等で運営しており、保険税収入は重要な財源です。しかし、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化や医療技術の高度化などによる医療費の増加に伴い保険給付費が膨らむ一方で、景気が緩やかに回復しつつあるものの保険税収入は依然として伸び悩んでおり、厳しい財政状況にあります。

問い合わせ先 医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

国保加入者の疾病の状況

図3のグラフは、本市の国保加入者が平成25年5月の1か月間に医療機関を受診した疾病分類別の件数です。このグラフから、生活習慣病である消化器系・循環器系などの疾患、がんなどの疾患が多いことが分かります。

国保加入者の疾病分類別件数の状況 (図3)



削減につながり、ひいては保険税の値上げを抑えることにもなります。

医療費が増える主な理由

① **高齢化の進展**
高齢化社会となり、病気になる人がちなお年寄りの人口が増えていきます。

② **医学、医療技術の進歩**
医療の進歩、高度化により診療にかかる費用が増えていきます。

③ **慢性疾患患者の増加**
生活習慣の変化に伴い、生活習慣病をはじめ、長期治療を必要とする慢性疾患の患者が増えています。

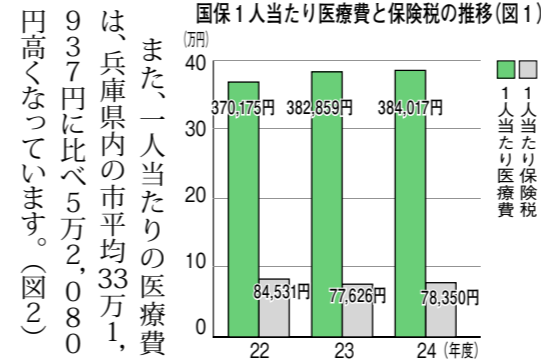
本市の国保の状況は

平成24年度の医療費は、約47億3千万円(前年度に比べ約4百万円の微増)

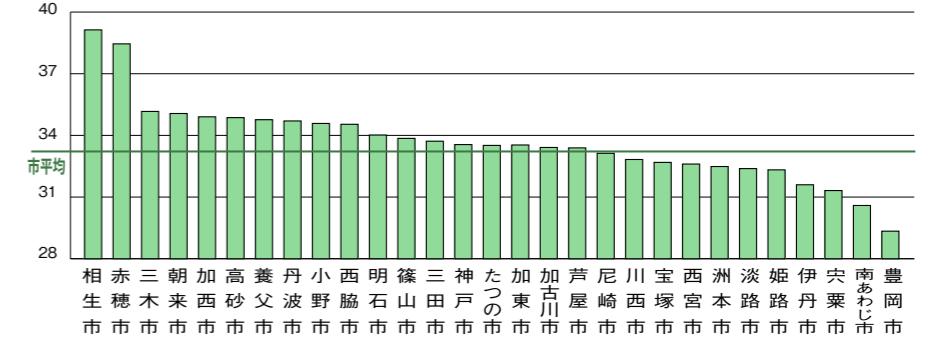
国保加入者が病気やケガで医療機関にかかった費用は、高齢受給者の医療費の伸び、生活習慣病の増加などにより年々増加傾向にあります。

一人当たりの医療費
平成24年度の被保険者一人当たりの医療費(療養費含む)は、38万4,017円で前年度に比べ1,158円増加しています。

それに伴う保険税は、介護納付金分と合わせて、一人当たり7万8,350円となっています。(図1)



国保1人当たり医療費の比較 (平成24年度) (図2)



平成26年度の保険税は

保険税は、その年に予測される医療費から、私たちが医療機関などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分が、保険税の総額となります。

平成26年度は、被保険者間の保険税負担の公平確保の観点から課税限度額を国の法令で定められている平成23年度の水準まで引き上げる一方で、中・低所得者層の負担軽減のために医療分の所得割税率を0.05%引き下げました。

また、低所得者の保険税軽減措置の対象を拡大するため、応益(均等割・平等割)保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を引き上げました。

医療費が増えると保険税も高くなります。そうならないためにも日頃から健康づくりを心がけ、医療費を上手に節約しましょう。

平成26年度の保険税率

区分	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40~64歳の人)
所得割	6.60%	2.30%	1.65%
均等割	21,000円	6,600円	6,700円
平等割	16,600円	5,000円	3,900円
課税限度額	51万円	14万円	12万円

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

柔道整復施術内容について
国保では医療費適正化の一環として、柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検と施術内容の調査を行っています。療養費支給申請書には国保加入者が受けた施術内容等が記載されており、その申請書は国保加入者から委任を受けた柔道整復師から市(国保)に提出され、市はそれに基づき、柔道整復師に医療費の支払いを行っています。

- ④ **お医者さんへのかかり方**
何度も病院を替えるなど、お医者さんへのかかり方も原因の一つです。
- 医療機関の適正受診にご協力ください**
医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医療現場における医師やスタッフの負担軽減につながります。皆さんもぜひ、医療機関の適正受診に努めていただきますようお願いいたします。
- ① **かかりつけ医を持ちましょう**
日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- ② **はしご受診はやめましょう**
同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」はやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- ③ **時間外受診はやめましょう**
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日・夜間診療は割増料金となり、自己負担も大きくなります。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ④ **薬の適切な用量・用法を守りましょう**
薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ⑤ **迷ったら電話でできる小児救急電話相談**
休日や夜間に、お子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談を利用してみましょう。小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。
- ※小児救急医療電話相談
【電話番号】 #8000
(ダイヤル回線、IP電話の方は078-731-8899)
- 【相談時間】
平日・土曜日：18時～24時
日曜・祝日及び年末年始：9時～24時
- ⑥ **ジェネリック医薬品を利用しましょう**

施術を受けた人には、施術内容を調査するための文書が届くことがあります。これは、支払いに当たり、皆さんに施術内容を再確認していただくことで、支払いの適正化をより高めるためのものです。ぜひ、この調査にご理解いただき、期限までの回答にご協力ください。

また、施術を受けた時には、ケガをした箇所原因、受けた施術内容と日付の記録と領収書等の保管をお願いします。